

茨城県中央環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

令和6年4月1日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 職員の職務に専念する義務の特例に関する事項については、茨城町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年茨城町条例第13号）に規定する職員の職務に専念する義務の特例に関する事項の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。